

報告第1号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 25,850円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年11月14日午後3時25分頃、花泉支所の駐車場において、保健福祉部福祉課の職員が公用車から降りるために運転者席側のドアを開けた際、強風によりドアが大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の左側のドアミラーを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 232,441円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年11月25日午後0時35分頃、花泉総合福祉センターの駐車場において、花泉支所保健福祉課の職員が公用車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のバックドア部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第2号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 421,234 円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年11月18日午前8時10分頃、藤沢町黄海字上中山地内において、相手方車両が市道黄海中山線から右折し市道上中山9号線に進入するため側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第3号

物損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 51,683円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年8月30日午前9時25分頃、千厩町千厩字中駒場地内の市道千厩金山沢2号線において、建設部建設整備課の職員が草刈作業をしていた際、相手方が設置していた電柱の支線を草刈機で切断し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 77,000 円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年10月13日午前5時30分頃、藤沢町新沼字関田地内において、台風19号に伴う大雨により新沼小学校の敷地の斜面が崩落し、相手方住宅の外壁等を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第1号

一関市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

一関市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市行政組織条例の一部を改正する条例

一関市行政組織条例（平成17年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 保健福祉部 商工労働部 農林部 建設部 <u>下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 保健福祉部 商工労働部 農林部 建設部 <u>上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>

(9) 下水道部

- ア 下水道 に関すること。
 イ 農業集落排水 に関すること。
 ウ 合併処理浄化槽 に関すること。

(9) 上下水道部

- ア 生活用水 に関すること。
 イ 浄化槽 に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(一関市職員定数条例の一部改正)
- 一関市職員定数条例（平成17年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	(定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
[略]	[略]
<u>水道部</u> の職員	<u>上下水道部</u> の職員
50人以内	50人以内
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道事業経営審議会条例の一部改正)

- 一関市水道事業経営審議会条例（平成17年一関市条例第223号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>水道部業務課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部総務管理課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道水源保護審議会条例の一部改正)

4 一関市水道水源保護審議会条例（平成17年一関市条例第224号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>水道部業務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>上下水道部総務管理課</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市下水道事業等経営審議会条例の一部改正)

5 一関市下水道事業等経営審議会条例（平成17年一関市条例第225号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>下水道部</u>下水道課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>上下水道部</u>下水道課において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

議案第2号

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(趣旨)					(趣旨)				
第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。					第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。				
(1)～(8) [略]					(1)～(8) [略]				
(9) その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号_____に定める職員					(9) その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、 _____第3号及び第3号の2に定める職員				
(10) [略]					(10) [略]				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公職名	給料月額 (円)	報酬			公職名	給料月額 (円)	報酬		
		年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)			年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
[略]					[略]				
開票立会人	[略]				開票立会人	[略]			

行政区長			21,000							
民生相談員			90,000							
農林連絡員			9,400							
前項までに定める者以外の地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号_____に定める職員	職務の内容に基づき任命権者が市長と協議して定める額の範囲		378,000以内	320,000以内	22,700以内			378,000以内	320,000以内	22,700以内
[略]						[略]				
備考						備考				
1 [略]						1 [略]				
2 <u>行政区長及び農林連絡員に対して、月額報酬のほかに予算の範囲内において戸数割を支給することができる。副区長設置区の戸数割は、戸数から副区長1人につき200を減じた数とする。</u>						2 月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して、_____通勤割増報酬を支給することができる。				
3 月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して、月額1万7,600円の範囲内において通勤割増報酬を支給することができる。										
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(一関市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)
- 一関市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年一関市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名、押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名、押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

議案第3号

一 関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

一関市藤沢コミュニティセンター条例（平成23年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
施設	名称	位置	施設	名称	位置
コミュニティセンター	[略]		コミュニティセンター	[略]	
	本郷白藤交流館	[略]		本郷白藤交流館	[略]
	黄北ふれあいセンター	一関市藤沢町黄海字京堂 158番地4			
	七日町交流センター	[略]		七日町交流センター	[略]
	[略]			[略]	
	大籠コミュニティセンター	[略]		大籠コミュニティセンター	[略]
	大籠コミュニティ体育館	一関市藤沢町大籠字大白 1番地3			
	郷土文化保存伝習館	[略]		郷土文化保存伝習館	[略]
[略]		[略]			

別表（第9条、第14条関係）

利用区分		単位	利用区分の限度額			
			基本利用料金	冷暖房料		
[略]						
体育館	西口地区体育館、コミュニティ体育館徳田ふれあいランド、	専用	高校生以下	1時間	100円	—
			一般		200円	
	保呂羽コミュニティ体育館、 <u>大籠コミュニティ体育館</u>	個人	高校生以下	1回	50円	
			一般		100円	
備考 [略]						

別表（第9条、第14条関係）

利用区分		単位	利用区分の限度額			
			基本利用料金	冷暖房料		
[略]						
体育館	西口地区体育館、コミュニティ体育館徳田ふれあいランド、	専用	高校生以下	1時間	100円	—
			一般		200円	
	保呂羽コミュニティ体育館	個人	高校生以下	1回	50円	
			一般		100円	
備考 [略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

一関市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

一関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市印鑑条例の一部を改正する条例

一関市印鑑条例（平成17年一関市条例第113号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(職権更正)</p> <p>第10条 法及び外国人登録法に係る届出により、印鑑登録原票の記載事項に変更を生じたときは、市長は、これを更正することができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(職権更正)</p> <p>第10条 法_____に係る届出により、印鑑登録原票の記載事項に変更を生じたときは、市長は、これを更正することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一関市病院事業の設置等に関する条例（平成23年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

一 関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一 関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害__に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第5項</u>において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第6項</u>において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第</p>

1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) [略]

4・5 [略]

1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) [略]

4 前項の規定にかかわらず、放課後児童支援員の確保が難しい場合であって、市長が特に必要と認めるときは、前項各号のいずれかに該当する者を放課後児童支援員（以下この項において「みなし支援員」という。）とみなすことができる。この場合において、みなし支援員は、みなし支援員となった日から1年以内に、前項に規定する研修を修了しなければならない。

5・6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

一 関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例
 (一関市道路占用料条例の一部改正)

第1条 一関市道路占用料条例(平成17年一関市条例第171号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
	占用物件	占用料の単位		占用料の単位		占用料		
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1年	1本につき	1年		1本につき		<u>360円</u>
	第2種電柱							<u>560円</u>
	第3種電柱							<u>750円</u>
	第1種電話柱							<u>320円</u>
	第2種電話柱							<u>520円</u>
	第3種電話柱							<u>710円</u>
	その他の柱類							<u>32円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	1年	長さ1メートルにつき	1年		長さ1メートルにつき		<u>3円</u>
	地下に設ける電線その他の線類							<u>2円</u>
	路上に設ける変圧器	1年	1個につき	1年		1個につき		<u>320円</u>
	第1種電柱	1年	1本につき	1年		1本につき		<u>470円</u>
	第2種電柱							<u>720円</u>
	第3種電柱							<u>970円</u>
	第1種電話柱							<u>420円</u>
	第2種電話柱							<u>670円</u>
	第3種電話柱							<u>920円</u>
	その他の柱類							<u>42円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	1年	長さ1メートルにつき	1年		長さ1メートルにつき		<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類							<u>3円</u>
	路上に設ける変圧器	1年	1個につき	1年		1個につき		<u>410円</u>

	地下に設ける変圧器	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>190円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>650円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>270円</u>
	広告塔	1年	表示面積 1平方メートルにつき	<u>730円</u>
	その他のもの	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>650円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ 1メートルにつき	<u>14円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>19円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>29円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>39円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>58円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>78円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>140円</u>
	外径が0.7メートル以上			<u>190円</u>

	地下に設ける変圧器	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>250円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>840円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>350円</u>
	広告塔	1年	表示面積 1平方メートルにつき	<u>760円</u>
	その他のもの	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>840円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ 1メートルにつき	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>25円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>50円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>75円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>180円</u>
	外径が0.7メートル以上			<u>250円</u>

	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの				<u>390円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>650円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				<u>370円</u>	
	地下に設ける通路				<u>220円</u>	
その他のもの				<u>650円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日	占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>	
	その他のもの		1月		<u>73円</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1月	表示面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>	
		その他のもの	1年		<u>730円</u>	
	標識			1年	1本につき	<u>520円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催		1日	1本につき	<u>7円</u>

	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの				<u>500円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>840円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				<u>380円</u>	
	地下に設ける通路				<u>230円</u>	
その他のもの				<u>840円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日	占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>	
	その他のもの		1月		<u>76円</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1月	表示面積1平方メートルにつき	<u>76円</u>	
		その他のもの	1年		<u>760円</u>	
	標識			1年	1本につき	<u>670円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催		1日	1本につき	<u>8円</u>

「政令」という。) 第7条第1号		しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>73円</u>
に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日	その面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>
		その他のもの	1月		<u>73円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>730円</u>
		その他のもの			<u>370円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>650円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>65円</u>
政令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>

「政令」という。) 第7条第1号		しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>76円</u>
に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日	その面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>
		その他のもの	1月		<u>76円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>760円</u>
		その他のもの			<u>380円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>840円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>76円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>84円</u>
政令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>

掲げる施設	上空に設けるもの			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
政令第7条第12号に掲げる器具		1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>

備考 1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6～8 [略]

掲げる施設	上空に設けるもの			<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの			<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
政令第7条第12号に掲げる器具		1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>

備考 1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市都市公園条例の一部改正)

第2条 一関市都市公園条例（平成17年一関市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>別表第2（第33条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 一関市道路占有料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</td> <td>日額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>7円</u></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>年額 1本につき</td> <td><u>520円</u></td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設</td> <td>月額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>73円</u></td> </tr> <tr> <td>土石、竹木、瓦その他工事用材料置場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し</td> <td>日額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>7円</u></td> </tr> <tr> <td>売店、飲食店その他これらに類するものの設置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	使用料	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>	標識	年額 1本につき	<u>520円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 占有面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>	土石、竹木、瓦その他工事用材料置場			行為	単位	使用料	[略]			競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>	売店、飲食店その他これらに類するものの設置			<p>別表第2（第33条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 一関市道路占有料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</td> <td>日額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>8円</u></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>年額 1本につき</td> <td><u>670円</u></td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設</td> <td>月額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>76円</u></td> </tr> <tr> <td>土石、竹木、瓦その他工事用材料置場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し</td> <td>日額 占有面積1平方メートルにつき</td> <td><u>8円</u></td> </tr> <tr> <td>売店、飲食店その他これらに類するものの設置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	使用料	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>	標識	年額 1本につき	<u>670円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 占有面積1平方メートルにつき	<u>76円</u>	土石、竹木、瓦その他工事用材料置場			行為	単位	使用料	[略]			競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>	売店、飲食店その他これらに類するものの設置		
占有物件	単位	使用料																																																					
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>																																																					
標識	年額 1本につき	<u>520円</u>																																																					
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 占有面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>																																																					
土石、竹木、瓦その他工事用材料置場																																																							
行為	単位	使用料																																																					
[略]																																																							
競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>																																																					
売店、飲食店その他これらに類するものの設置																																																							
占有物件	単位	使用料																																																					
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>																																																					
標識	年額 1本につき	<u>670円</u>																																																					
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 占有面積1平方メートルにつき	<u>76円</u>																																																					
土石、竹木、瓦その他工事用材料置場																																																							
行為	単位	使用料																																																					
[略]																																																							
競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額 占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>																																																					
売店、飲食店その他これらに類するものの設置																																																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例(平成17年一関市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
1~77 [略]				1~77 [略]			
78 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に	容器検査又は容器再検査手数料	1個につき	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器_____ (1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応	78 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に	容器検査又は容器再検査手数料	1個につき	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> ((1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応




基づく同法第 49条第1項に 規定する容器 再検査			じ、それぞれ次に定 める金額 ア～オ [略] (3)・(4) [略]	基づく同法第 49条第1項に 規定する容器 再検査			じ、それぞれ次に定 める金額 ア～オ [略] (3)・(4)
79～114 [略]				79～114 [略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号 参考資料

高圧ガスを充填するための容器の種類

容器の種類	容器の材質等	具体例
<p>繊維強化プラスチック複合容器</p>	<p>金属ライナーにガラス繊維素材を巻き付けた複合構造を有する容器で、比較的圧力の高い高圧ガスを充填するための容器</p>	<p>消防隊員が使用する空気呼吸器用の空気容器</p> 
<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</p>	<p>溶接等による継目のない容器又は金属ライナーにガラス繊維素材を巻き付けた複合構造を有する容器で、自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器</p>	<p>主にタクシーやバスなどの自動車燃料装置用容器</p> 
<p>圧縮水素自動車燃料装置用容器</p>	<p>溶接等による継目のない容器又は金属ライナーにガラス繊維素材を巻き付けた複合構造を有する容器で、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器</p>	

議案第9号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市立学校条例の一部を改正する条例

一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

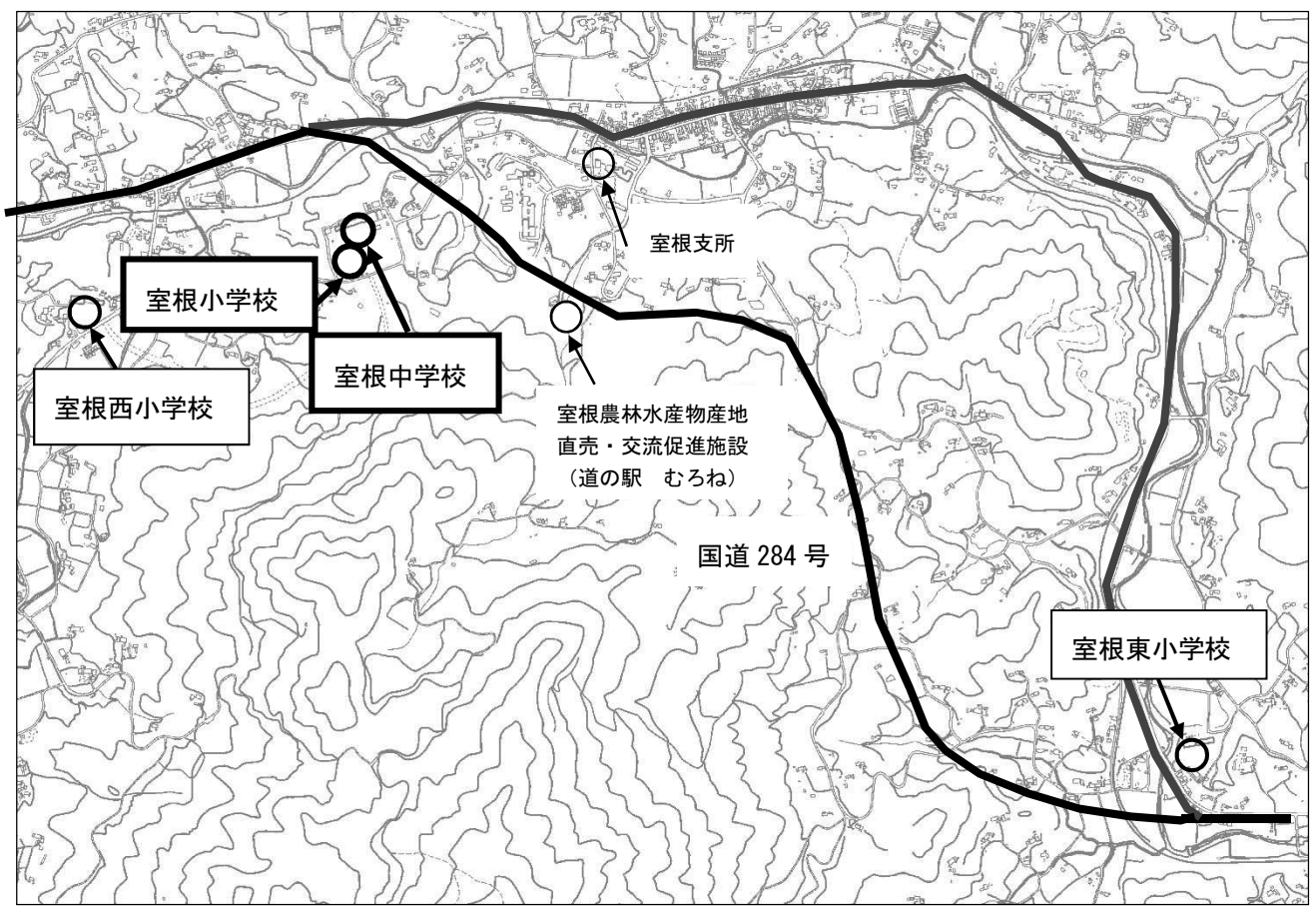
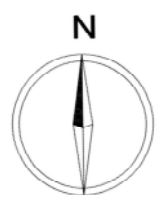
改正前	改正後																		
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>一関市立室根東小学校</u></td><td><u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u></td></tr><tr><td><u>一関市立室根西小学校</u></td><td><u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根東小学校</u>	<u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u>	<u>一関市立室根西小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u>	[略]		<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>一関市立室根小学校</u></td><td><u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
<u>一関市立室根東小学校</u>	<u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u>																		
<u>一関市立室根西小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u>																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
<u>一関市立室根小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>																		
[略]																			
<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>一関市立室根中学校</u></td><td><u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>	[略]		<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>一関市立室根中学校</u></td><td><u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u>	[略]			
名称	位置																		
[略]																			
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u>																		
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

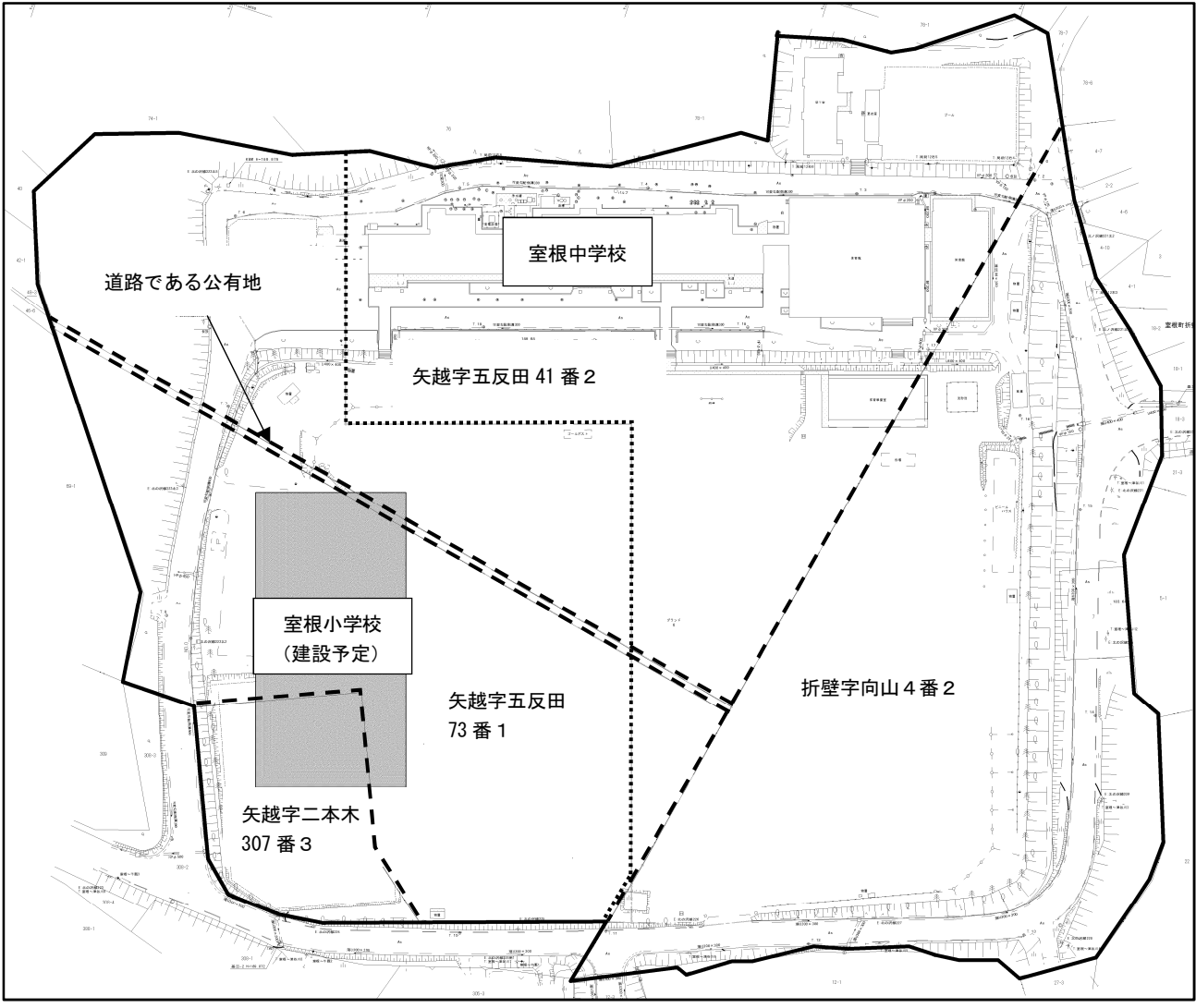
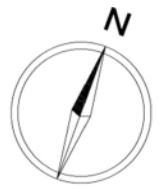
附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

位置図



配 置 図



凡 例	
———	学校敷地
- - -	地番の境界
.....	小学校と中学校の管理区域の境界